

議案第60号

令和4年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

令和4年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和5年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 墓地整備事業費	1 墓地整備事業費	緑ヶ丘霊園整備事業	千円 97,459
		早野聖地公園整備事業	61,430
合	計		158,889